

## Information

### 町内の空間放射線量測定結果

鬼北町では、町民の皆さんが身近な放射線量を把握することができるよう、町内の特定箇所ですら定期測定を隔月に1度、実施しています。

9月の測定結果は以下のとおりです。

**問** 役場 環境保全課 環境衛生係 内線2131

#### 【空間放射線量測定結果】（測定日：9月17日）

| 測定場所         | 測定結果<br>(毎時マイクロシーベルト) |
|--------------|-----------------------|
| 鬼北町役場        | 0.08                  |
| 好藤保育所        | 0.10                  |
| 愛治公民館        | 0.07                  |
| 三島公民館        | 0.07                  |
| 小倉コミュニティセンター | 0.10                  |
| 鬼北町役場日吉支所    | 0.07                  |
| 父野川下農村広場     | 0.12                  |

※測定機器…NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレーション式サーベイメータ(主にガンマ線の測定器)

※マイクロシーベルト…人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを表す目安となる放射線量の単位

※測定値には、気象条件、測定器等により差が出ますので、参考数値となります。

いずれも国の基準【毎時0.23マイクロシーベルト】を下回っており、通常レベルの範囲内で問題のない数値です。

## Information

### 児童手当制度、特別児童扶養手当制度について

**問** 役場 町民課 児童福祉係 内線2117

#### 【児童扶養手当】

父または母と生計をともにしていない児童が養育される家庭に対して、児童の健やかな成長と一日も早い家庭の生活の安定、自立の促進を目的として支給される手当です。

##### ◆手当の額

対象児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者)が1人の場合の手当額は、次のとおりです。

▶全額支給…41,020円

▶一部支給…9,680円～41,010円

※児童が2人の場合は、上記金額に5千円の加算、3人以降は3千円ずつ加算されます。

##### ◆現在手当を受けている方の届出

手当の受給中は、次のような届出が必要です。

①現況届…毎年8月1日から8月31日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなります。

②額改定届…対象児童に増減があった場合

③受給資格喪失届…受給資格がなくなった場合

④氏名・住所・金融機関・印鑑変更届…氏名、住所、支払い金融機関が変わった場合

#### 【特別児童扶養手当】

20歳未満で、身体または精神に障がいのある児童を監護している父母または父母に代わってその児童を養育している人に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

##### ◆手当の額

対象児童の数と等級によって支給されます。(いずれも児童1人当たり)

▶1級(重度障がい児)…月額49,900円

▶2級(中度障がい児)…月額33,230円

##### ◆現在手当を受けている方の届出

手当の受給中は、次のような届出が必要です。

①所得状況届…毎年8月11日から9月10日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなります。

②額改定届・請求書…障がいの程度が変わったとき、対象児童に増減があった場合

③受給資格喪失届…受給資格がなくなった場合

④障害状況届…引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けるために、定められた時期に障害状況届に認定診断書を添付し提出

⑤その他の届…氏名、住所、支払い金融機関の変更、受給者が死亡した場合など

##### ◆手当が支給されない場合

▶児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるとき

▶児童が、児童福祉施設等(保育所、通園施設を除く)に入所しているとき